

## 佐久市特別職報酬等審議会（第3回）次第

日時：平成29年5月31日（水）

午後7時から

場所：佐久市役所 8階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 諮問案件について

- ・ 議員報酬の額
- ・ 政務活動費の額
- ・ 委員長報酬額の新設

(2) その他

4 閉 会

## 第2回佐久市特別職報酬等審議会が出された質問に対する回答

佐久市議会事務局

問1：政務活動費を個人ではなく会派に支給している理由は

回答：地方自治法では、政務調査費の前の制度である調査交付金等を会派に支給するとしていたため、佐久市議会においては、政務調査費が法制化されて以降、同様に政務調査費を会派に支給してきた。現在においても佐久市議会基本条例第4条により佐久市議会は会派制をとっているため、引き続き、会派に政務活動費を支給している。

- ・ 地方自治法第100条第14項では、政務活動費を「会派又は議員」に交付するとしている。また、佐久市議会政務活動費の交付に関する条例第2条では、「会派（所属議員が一人の場合も含む）」に支給するとしている。
- ・ 平成12年の地方自治法改正により政務調査費が法制化される以前は、地方自治法第232条の2に基づき、会派に対し調査交付金等を支給するとしていた。これは、地方自治法第203条及び同法第204条の2により、法律等に基づかずには議員に対し報酬、費用弁償、期末手当以外を支給することはできないとされていたからである。
- ・ このため、佐久市議会においては、当然の流れとして政務調査費についても会派(政策を中心とした同一理念の議員集団)に支給してきたものである。
- ・ 現在も、佐久市議会基本条例第4条により会派制をとっており、会派は政策立案及び政策提言等に努めるとされていることを踏まえ、引き続き、会派に政務活動費を支給している。

	メリット	デメリット
個人支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の調査研究活動に限定</li> <li>・ 個人の意思のみにより決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 属する会派の政党の広報誌や会派の活動費に支給できない。</li> <li>・ 死亡した場合は、収支報告書や清算の責務が相続人に生ずる</li> </ul>
会派支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同で調査・研究する費用に充てられ、活動の幅が広がる。</li> <li>・ 死亡した場合、会派の会計責任者が責任を負う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前もって会派の意思決定が必要</li> </ul>

問2：議員間で在職年数や期数によって報酬に差をつけることが法的に可能か否か

回答：地方自治法第203条第4項では、議員報酬、費用弁償、期末手当の額を条例で定めなくてはならないとしていることから、例えば、議長 〇〇円、副議長 〇〇円、1期目議員 〇〇円、2期目議員 〇〇円 … と定めれば、報酬に差をつけることは法的に可能であると考えられる。なお、地方公務員の給料は、給料表に基づいて支払われているが、給料表には、職務の複雑、困難及び責任の度合によって金額が定められている。同様に議員報酬を役職で差を設けることは当然であり現在も行っているが、在職年数や期数のみによって報酬に差を設けることは、合理性が見いだせず、適切でないとする。

問3：委員長報酬ではなく、委員長手当で支給することは可能か否か

回答：地方自治法第203条及び同法第204条の2で、議員が受け取れるのは、議員報酬、費用弁償及び期末手当としていることから、そもそも期末手当以外の手当を受け取ることはできないと考える。

問4：前回審議会で委員長報酬は支給しないという答申が出されているにもかかわらず、今回審議会ですべて再度、諮問された理由は

回答：委員長の職務は、

- ・ 委員会の運営、議案に対して各部局との事前協議、委員会運営に対して議会事務局と打合せ
- ・ 本会議での委員長報告、議会だよりの委員会報告等

となっており、前回審議会の時点と職務上、大きな変更はない。

しかし、議員も当時と変わっており、委員長の職務に対して重責を感じている議員も多い。このため、再度、審議会に諮問するよう議会として市に要請したものである。

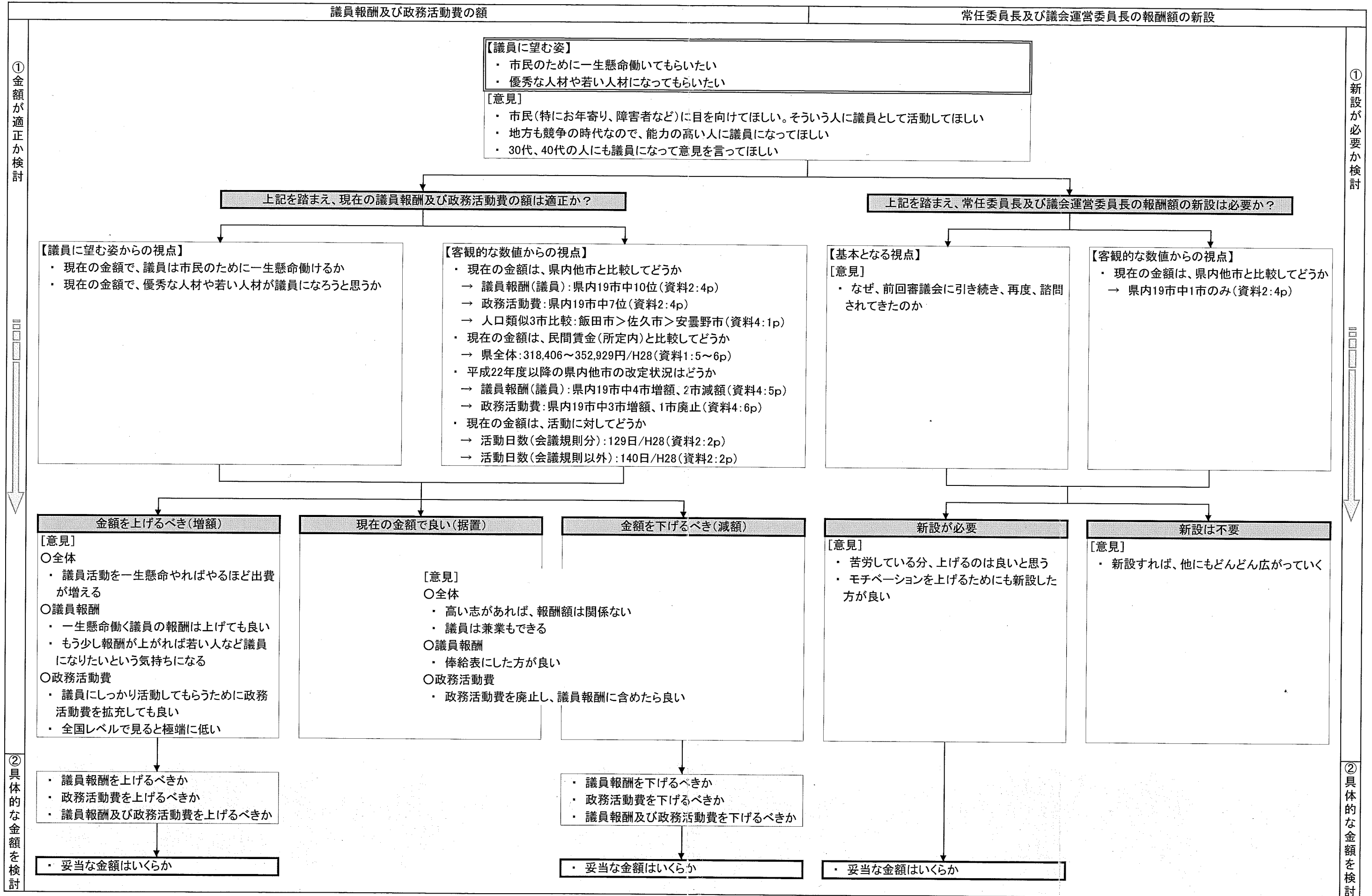
問5：議員報酬を増額するため、議員自らが議会へ提案し、議決することは可能か否か

回答：可能である。

- ・ ただし、議員提案による予算を伴う条例を議決した場合に、予算提案権は首長に専属しているため、その関係が問題になる。例えば、議員提案により特別職等の報酬を引き上げる条例案を可決した場合に予算と条例の不一致が生じ、条例の執行ができなくなる。しかし、条例の議決により報酬額が決定されれば、報酬は義務費であるから、長は必要な予算を提案すべきことになる。
- ・ 条例は、予算の裏づけを必要とし、予算も条例の定めがなければ支出できないときがあり、両者は密接不可分の関係にある場合が多く、本来一致させるべきものである。したがって、それらの制定に関与する者は、両者の一致に努めるべきである。

[参考文献]

地方議会運営辞典（第2次改訂版）ぎょうせい  
平成29年度版 自治六法 第一法規  
地方議会事務提要2 りょうせい



①金額が適正か検討

①新設が必要か検討

②具体的な金額を検討

②具体的な金額を検討